

平成27年度
労働行政のあらまし

さあ！宮崎で働こう！

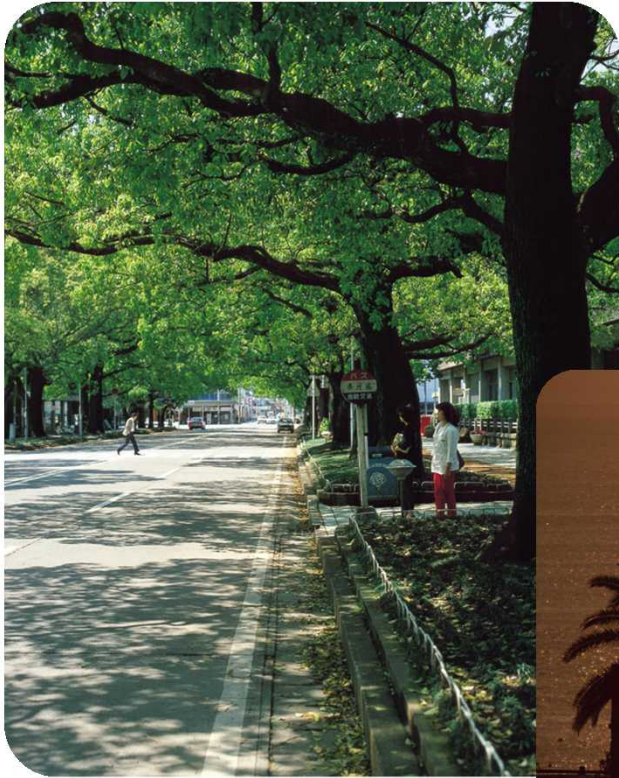


厚生労働省 宮崎労働局
労働基準監督署・公共職業安定所



CONTENTS

I	労働行政を取り巻く情勢	3
	1 最近の雇用情勢	
	2 若者の雇用状況	
	3 女性の雇用状況	
	4 申告・相談等の状況	
	5 労働時間・年休取得の状況	
	6 労働災害の状況	
II	平成27年度の最重点施策等	7
	1 働き方改革の推進	
	2 職場におけるメンタルヘルス対策	
	3 女性の活躍推進	
	4 若者の活躍促進	
	5 宮崎版「雇用管理改善・正社員実現加速プロジェクト」の推進	
	6 地方自治体との連携強化	
III	労働保険制度の適切な運営・個別労働関係紛争の解決へ	11
IV	宮崎労働局の組織	13



宮崎で働くすべての人のために
今できること



I 労働行政を 取り巻く情勢

宮崎県においては、長期的に人口の減少傾向が続いており、今後10年間に生産年齢人口は7万人程度減少することが見込まれ、これから本格的な少子高齢・人口減少時代を迎えようとしており、労働力不足が懸念されています。就業者数の大幅な減少は、経済成長の制約要因となりうるとともに、社会保障の観点からも非常に憂慮すべき事態にあると言えます。

持続的な経済成長のためには、経済の競争力を回復させ、企業収益の拡大を賃金上昇、雇用・投資拡大につなげ、経済の好循環を継続的なものとするとともに、全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できる全員参加の社会を構築していくことが重要です。

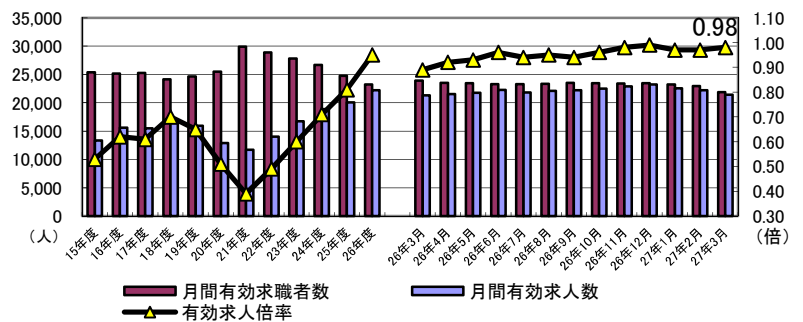
このため、若者・女性や高齢者などが働きやすく、意欲と能力のある若者が将来に希望が持てる環境整備のため、働き方改革や若者・女性の活躍促進などに取り組む必要があります。

1 最近の雇用情勢

有効求人倍率推移

平成27年3月の有効求人倍率(季節調整値)は0.98倍と、12カ月連続で0.9倍台を維持しています。雇用情勢は着実に改善が進んでいます。

【1-1】有効求人倍率等の推移(季節調整値)



正社員有効求人倍率

正社員有効求人倍率(原数値)は平成26年12月、平成27年1月に0.59倍となり、宮崎としては過去最高の水準でしたが、全国平均(0.70倍)に比べて低い状況にあります。

【1-2】最近の正社員有効求人倍率(原数値)

年 月	26年12月	27年1月	27年2月	27年3月
有効求人倍率	0.59	0.59	0.58	0.57
有効求人	8,266	8,675	8,836	8,997
有効求職	13,962	14,598	15,225	15,736

職業別有効求人倍率

職業別では、介護、建設等の有効求人倍率が高くなっています。

【1-3】主な職業の有効求人倍率(原数値)
(平成27年3月)

・事務的職業:0.36倍	・生産工程の職業:1.10倍
・建設・採掘の職業:1.11倍	・介護関連職種:1.79倍



2 若者の雇用状況

新卒者就職内定率

雇用情勢の改善を背景に求人数が増加し、新規学卒者の就職内定率は高校卒業者、大学等卒業者とも高水準で推移しています。

平成27年3月卒業予定学生の状況(3月末)

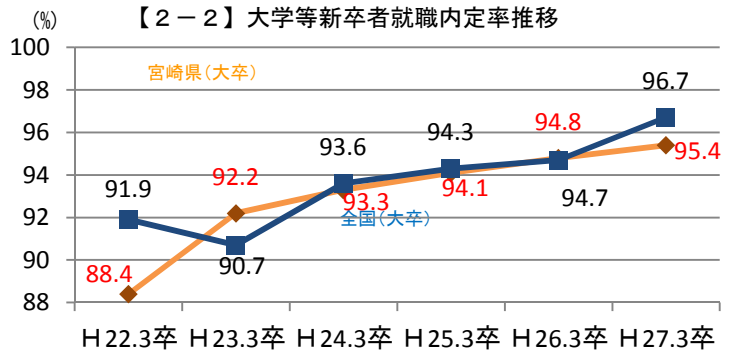
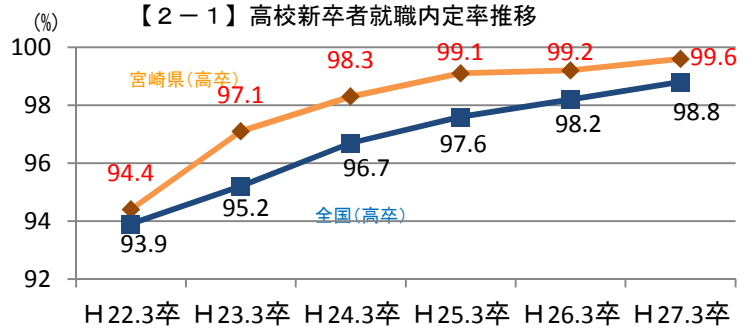
- 高校新卒者の就職内定率99.6%
(前年同月比0.4ポイント増)
- 大学等新卒者の就職内定率:95.4%
(前年同月比0.6ポイント増)

早期離職率

新規学卒者の早期離職率(就職後3年以内離職率)は、高校卒業者、大学等卒業者ともに全国平均を上回っています。
(早期離職は、その後フリーター等の不安定な雇用につながるおそれもあります。)

【2-3】早期離職率(就職後3年以内離職率) <H23.3の新規学卒就職者の数字>

高校	宮崎	48.3%
	全国	39.6%
大学	宮崎	40.7%
	全国	32.4%



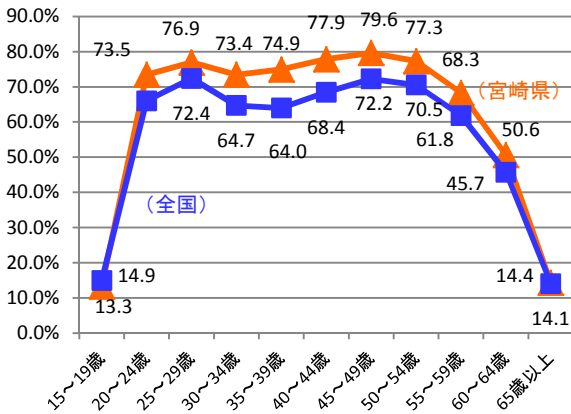
【参考】ハローワークの支援により
正規雇用に関わったフリーター等の数

年度	24年度	25年度	26年度
人数	3,361人	3,777人	4,274人

3 女性の雇用状況

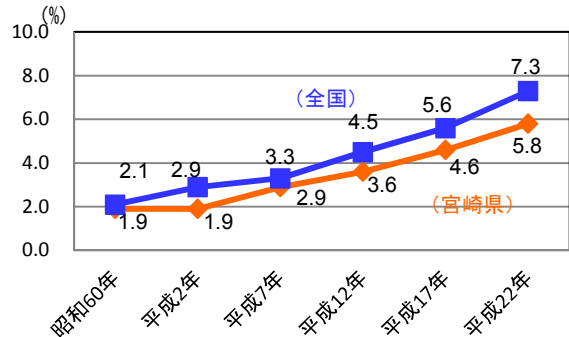
子育て期の30代から40代の各年齢層で宮崎の労働力率は全国と比べ高くなっています。

【3-1】女性の年齢階級別労働力率の比較



資料出所：総務省統計局「国勢調査」

【3-2】雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合の比較



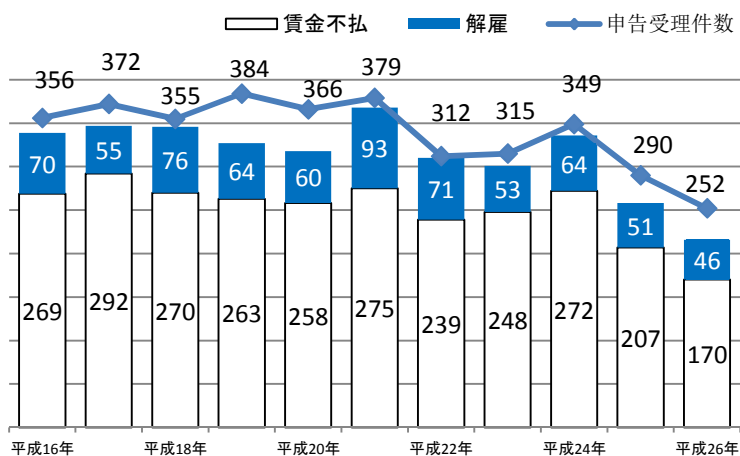
管理的職業従事者に占める女性の割合は、宮崎は5.8%と全国の7.3%と比べ1.5ポイント低く、その差は拡大しています。

4 申告・相談等の状況

申告受理件数

申告件数は2年連続減少しており、対前年比マイナス13%でした。内容的には賃金不払い事案の減少が目立っています。

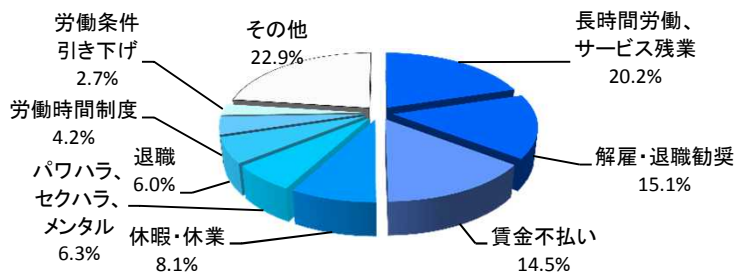
【4-1】申告受理件数推移



労働相談件数

労働相談件数が平成18年以来初めて1万件を下回りましたが、8800件と高止まり状態です。相談内容は、長時間労働・サービス残業に関するもの、解雇・退職勧奨に関するもの、賃金不払いに関するものの3項目で全体の半数を占めています。

【4-2】平成26年 労働相談件数内訳



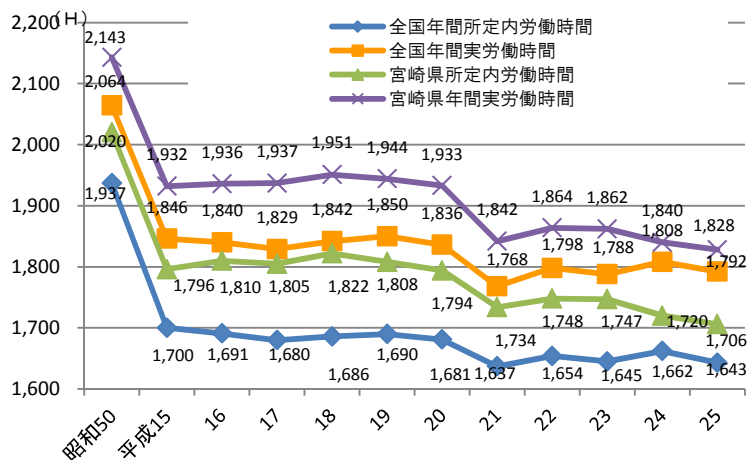
5 労働時間・年休取得の状況

年間実労働時間

時間外労働は全国平均より20時間程度短いですが、所定労働時間が全国平均より60時間余り長くなっています。

週労働時間60時間以上の労働者の割合は、8.7%とほぼ全国平均と同数ですが、平成32年時点目標5%以下を大きく上回っています。

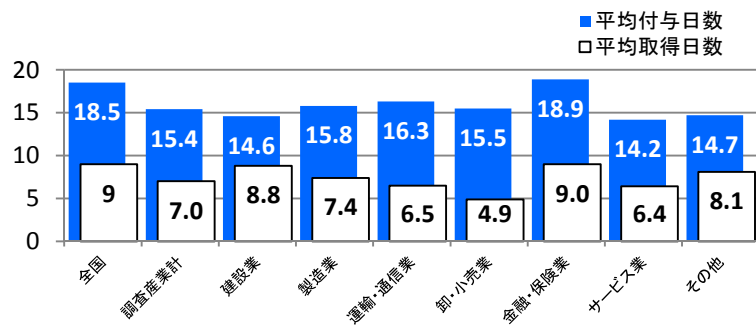
【5-1】平均年間実労働時間の推移（規模30人以上）



年次有給休暇取得状況

年休取得率は全国平均が48.8%、宮崎県が45.5%です。全国的に政府目標である平成32年時点での年休取得率70%以上を大きく下回っています。

【5-2】年次有給休暇取得状況（平成25年度：宮崎）



6 労働災害の状況

死亡災害発生状況

平成26年の死亡災害は15人でした。
(対前年比3人増加)

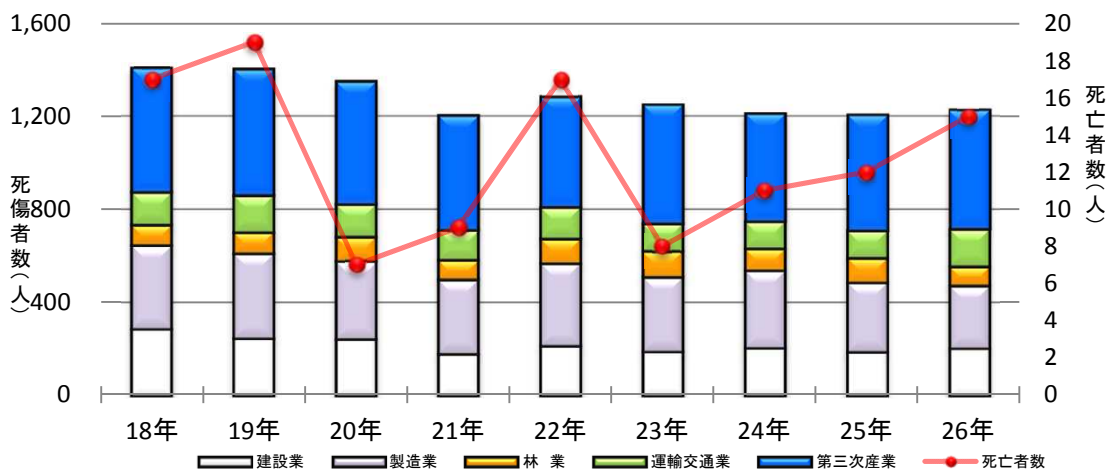
平成24年以降増加傾向にあります。

死傷災害発生状況

平成26年の死傷災害は1,299人で、
対前年比0.9%増加しました。

平成26年の死傷災害の増加業種は、
建設業、運輸交通業及び第三次産業
でした。一方、減少業種は、製造業、
林業でした。

【6-1】主要産業別死傷者数（休業4日以上）



II 平成27年度の 最重点施策等

めまぐるしく変化する労働環境に対応すべく、労働行政に求められる役割も常に変化し続けています。行政機関として、限られた資源を最大限に効率的かつ効果的に展開していくべく、平成27年度の最重点施策として以下6項目を取り組んでいきます。

また、重点施策としまして労働基準行政では、法定労働条件の遵守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、地域全体の労働環境の底上げを図るため、地域の有力企業への働きかけ等、監督指導以外の手法も活用した労働条件の向上に向けた総合的な施策を強力に推進していきます。職業安定行政では、平成27年度から新たにスタートするハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について、地域の課題への対応、中長期的な業務の質向上や業務改善を目指して積極的に取り組んでいきます。雇用均等行政では、改正次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び認定取得への取組促進並びに改正パートタイム労働法に基づく適切な指導等に積極的に取り組んでいきます。

それぞれの分野が連携しながら、宮崎県の労働環境の改善に鋭意取り組んでいきます。

1 働き方改革の推進

背景

労働力人口が減少する中で、若者・女性・高齢者等あらゆる人がその能力を最大限に発揮し活躍できる「全員参加の社会」の実現が必要とされています。「全員参加の社会」にふさわしい働き方の構築(多様な働き方、「時間意識」の向上等)が求められているのです。

平成27年度の取組

「働き方改革」の実現に向け、働き過ぎ防止のための取組を強化

- ・11月に「**過重労働解消キャンペーン**」の実施
- ・労働局幹部が県内主要企業を訪問し、時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等について、運用上の課題等について意見交換。
- ・「働き方・休み方改善ポータルサイト」の周知及び活用促進。

ワーク・ライフ・バランスの実現／非正規雇用労働者も含めた労働者のキャリアアップの実現のための取組推進

- ・「多様な正社員」の普及拡大に努める。
- ・キャリアアップ助成金等の事業主向けの各種助成金の周知を強化する。

専門的知識を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法(「有期特措法」)の円滑な施行のため周知広報

※「有期特措法」はプロジェクト期間が5年を超える場合の専門的知識を有する労働者の有期雇用及び60歳定年後の有期雇用による継続雇用について、5年経過後も「無期転換申込権」が発生しないとする特別措置を定めたものである。

◆過重労働解消キャンペーンの概要

- 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
長時間労働、賃金不払い残業が疑われる事業場を対象に重点監督を実施。
- 相談体制の強化
11月1日(予定)に、「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。また、常時「労働条件相談ほっとライン」により、平日の夜間・休日に無料電話相談を実施中。
- 労使の自主的な取組の要請
長時間労働の抑制による働き過ぎ防止対策の徹底について、10月中旬に労使団体要請。
- 過労死等防止対策の一層の推進
11月の「過労死等防止啓発月間」を中心に、ポスター掲示、パンフレット等の配布による啓発活動。

◆重点監督の実施結果・分析及今後の方針

- 【平成26年11月の重点監督結果】
- (1)重点監督の実施事業場 : 46事業場
このうち、40事業場(全体の87%)で労働基準関係法令違反あり。
- (2)主な違反内容
- ① 違法な時間外労働があったもの : 25事業場(54.3%)
このうち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月100時間を超えるもの : 7事業場(28.0%)
月150時間を超えるもの : 3事業場(12.0%)
月200時間を超えるもの : 1事業場(4.0%)
- ② 賃金不払残業があったもの : 11事業場(23.9%)

【平成27年度の取組の特徴点】

長時間労働、賃金不払い残業が疑われる事業場を対象に重点監督を積極的に実施する。



2 職場におけるメンタルヘルス対策

背景

近年、精神障害に関する事案の労災請求件数が全国的に高い水準で推移していること、また、労働者がメンタルヘルス不調に陥ることを未然に防止するためには、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスの原因となる職場環境を改善していくことが重要であることから、改正労働安全衛生法に基づき、ストレスチェック制度が創設され、平成27年12月1日から施行されます。

平成27年度の取組

ストレスチェック制度の周知・啓発

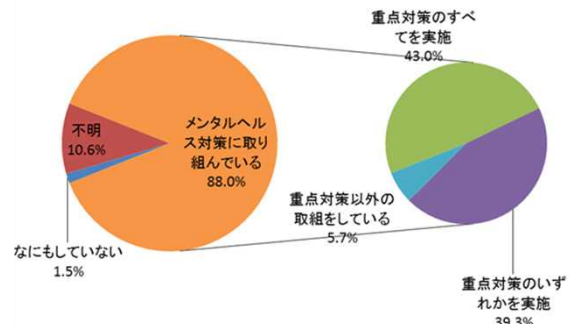
- ・あらゆる機会に事業主、労働者等に対するストレスチェック制度の周知・啓発を実施
- ・医師・保健師等を対象とした研修を関係機関と連携して実施
- ・費用の助成、電話相談、メール相談等の各種支援策の周知等の実施

◆ストレスチェック制度とは

仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が増加傾向にあり、労働者のメンタル不調を未然防止することが益々重要な課題となってきたことから、労働安全衛生法の改正が行われ、平成27年12月1日より事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェック及びその結果に基づく面接指導の実施を事業者には義務付けすること等が新設されました。

メンタルヘルス自主点検結果（回答407事業場）

規模100人以上の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組状況



3 女性の活躍推進

背景

宮崎における女性の労働力率は全国平均より高いが、管理的職業従事者に占める女性の割合は全国平均より低くなっています。女性の活躍推進は、女性本人のためという観点のみならず、地域の持続可能性、企業の成長、個々の世帯の経済的安定の観点からも重要であり、宮崎の個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組の横展開を推進し、宮崎全体で女性の活躍促進の気運を高めていく必要があります。

平成27年度の取組

ポジティブ・アクションの推進強化

- ・ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合40%超を目指して企業に積極的に働きかける。
- ・「くるみん認定」等両立支援の取組を推進し、女性の就業継続を図り、女性が活躍できる基盤をつくる。

企業や働く女性のネットワーク構築

- ・宮崎県と連携し「みやざき女性の活躍推進会議」の設立を図り、県内企業や働く女性のネットワークを構築し、機運を醸成する。

女性の活躍推進に関する新法

- ・新法が成立すれば、関係機関・関係団体・事業主・労働者等に対し、積極的に周知する。

◆「女性の活躍推進宣言」について

- 女性の活躍推進宣言企業数
42社（平成27年2月28日現在）
業種：サービス業、製造業、医療・福祉など
- 取組内容：社内の意識改革、数値目標を設定した計画的な女性採用、キャリアアップ研修、ワークライフバランスの推進、育児休業取得環境整備、公平公正明確な人事制度など

◆「みやざき女性の活躍推進会議」

- みやざき女性の活躍推進会議発起会
平成27年3月17日
- 取組内容：女性の活躍推進会議参加企業の拡大、講演会やセミナー等の開催、「女性の活躍推進宣言」、「仕事と家庭の両立応援宣言」の呼びかけ等

◆「くるみん認定」について

- くるみん認定企業数
13社（平成27年2月28日現在）
業種：医療・福祉、製造業、教育・学習支援業など
- 取組内容：男性の育児休業取得促進、業務体制の見直し、制度の周知啓発、事業所内保育施設の設置など

○ くるみん認定までの流れ

くるみん認定（厚生労働大臣）

4 若者の活躍促進

背景

若者は地域を支える貴重な存在です。若者の雇用のありようは、地域経済はもちろん、人口動態等にも影響を与え、地域の持続可能性を左右します。宮崎における新規学卒就職者の早期離職率の高さや就職段階での若者の県外流出等の課題の克服が重要です。

平成27年度の取組



早期離職防止対策（『夢実現。』STOP早期離職！）の着実な実施

- 平成26年度「宮崎新卒者等就職・採用応援本部」でとりまとめられた早期離職防止対策（『夢実現。』STOP早期離職！）に基づき、新規学卒者等に対して、就職活動前の準備段階、就職活動段階、就職後というそれぞれの段階で、関係機関と連携した切れ目のない支援を実現する。
- 平成27年度「宮崎新卒者等就職・採用応援本部」で各種取組の成果を検証し、今後の施策に反映する。
- 労働局・ハローワークが実施する学校における「職業講話」の取組を強化する。

◆『夢実現。』STOP早期離職 ～「7つ」の柱

- (1) 企業・しごとを知る機会の提供
- (2) 働く環境やルールについて学ぶ機会の提供
- (3) マッチング支援
- (4) 職場定着のための相談体制の整備
- (5) 早期離職者の再就職支援
- (6) 事業主等への支援
- (7) 意識の啓発

【平成26年度の主な取組例】

- ・地元企業の魅力発信を目的とした大学生等の学生レポーターによる地元企業の取材・番組作成（中小企業団体中央会）
- ・就職フェア等の開催（労働局）・職業講話の実施（労働局）
- ・新卒応援ハローワーク、みやざきJOBパーク+等における職場定着支援（県、労働局）

「みやざきJOBパーク+」における若者の就職支援の強化

- 宮崎県との一体的実施施設である「みやざきJOBパーク+」において、フリーター等の正社員就職実現に向けた支援を行う。
- 宮崎県と連携し、U/Iターンを希望する若者の就職支援を強化する。

「若者応援宣言」事業の積極的周知

- 「若者応援宣言企業」の拡大のため、労働局・ハローワーク幹部による企業訪問、各種セミナーなどでの周知を強化する。

◆若者応援宣言事業

- 平成25年度若者応援宣言企業数：71社
- 平成26年度若者応援宣言企業数：85社

◆「職業講話」

- ・企業人やハローワークのジョブサポーター等を講師として中学校や高校等に派遣。
- ・働く環境やルールについて学ぶ機会を提供し、適切な職業選択や円滑な就職活動準備につなげる。

<平成26年度実績>

- 企業人による実施回数10回（中学校6回、高校4回）
- ハローワークによる実施回数16回（中学校5回、高校11回）。

5 宮崎版「雇用管理改善・正社員実現加速プロジェクト」の推進

背景

雇用情勢が着実に改善する中でも、正社員就職を目指す求職者の方々にとっては依然として厳しい状況が見られます。また、現在、非正規雇用労働者という形態で働いている方の中には、本当は正社員で働きたいと思っている方もおり、特に若年層でその割合が高くなっています。一方、企業側の視点で見ると、雇用情勢が改善する中で、求める人材の確保が大きな課題となっています。正社員就職・転換の実現とともに、「この会社で働いてみたい」、「ずっと働き続けたい」と思えるような「魅力ある職場づくり」の推進が必要です。



平成27年度の取組

ハローワークにおける正社員就職実現のための取組強化

- ・ 正社員求人確保、正社員求人充足サービスの強化等に取り組む。
- ・ 多様な正社員の普及啓発を図る。

正社員就職や企業内での正社員転換、雇用管理改善等を推進する事業主の支援

- ・ トライアル雇用奨励金、キャリアアップ助成金等の各種助成金の利用促進を図る。

人材不足分野でのマッチング促進

- ・ 福祉人材コーナーの機能を充実させ、介護分野などでのマッチングを促進する。
- ・ 建設事業主向けのセミナーを開催する。
- ・ 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業を推進する。

正社員有効求人倍率

平成27年3月：0.57倍(原数値)

- ・ 正社員を目指す求職者数 15,736件
- ・ 正社員求人数 8,997件

正社員として働ける機会がなく非正規雇用の形態で働いている方の割合

◇年齢計：19.2% ◇25歳～34歳：30.3%

※ 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成25年平均)

6 地方自治体との連携強化

背景

宮崎県における雇用施策を効果的に実施していくためには、労働局及びハローワークの各種取組と各地方自治体の実施する雇用施策、産業施策、福祉施策、教育施策等との間の連携をとることが重要です。

平成27年度の取組

宮崎県との「雇用対策協定」に基づく取組の推進

- ・ 平成27年3月に宮崎県との間で「雇用対策協定」を締結し、雇用面での連携を一層強化することとした。
- ・ 「人づくりの一体的推進」、「若者の活躍促進」、「女性の活躍促進」、「UIJターン就職促進」、「雇用管理改善・正社員実現・働き方改革推進」、「高齢者の活躍促進」、「障がい者の就労支援」、「生活困窮者等の就労支援」等の分野で、県との連携を深化させ、「宮崎で働きたい」という県民の願いを実現する。
- ・ 基礎自治体との間においても雇用対策協定締結も含めた連携の強化を推進する。

自治体との一体的実施事業の推進

- ・ 宮崎県との一体的実施施設である「みやざきJOBパーク+」において、フリーター等の正社員就職実現に向けた支援を行う。
- ・ 宮崎市との一体的実施事業により、生活保護受給者等の就労支援を促進する。
- ・ 新たに延岡市との一体的実施事業を開始し、生活保護受給者等の就労支援を促進する。

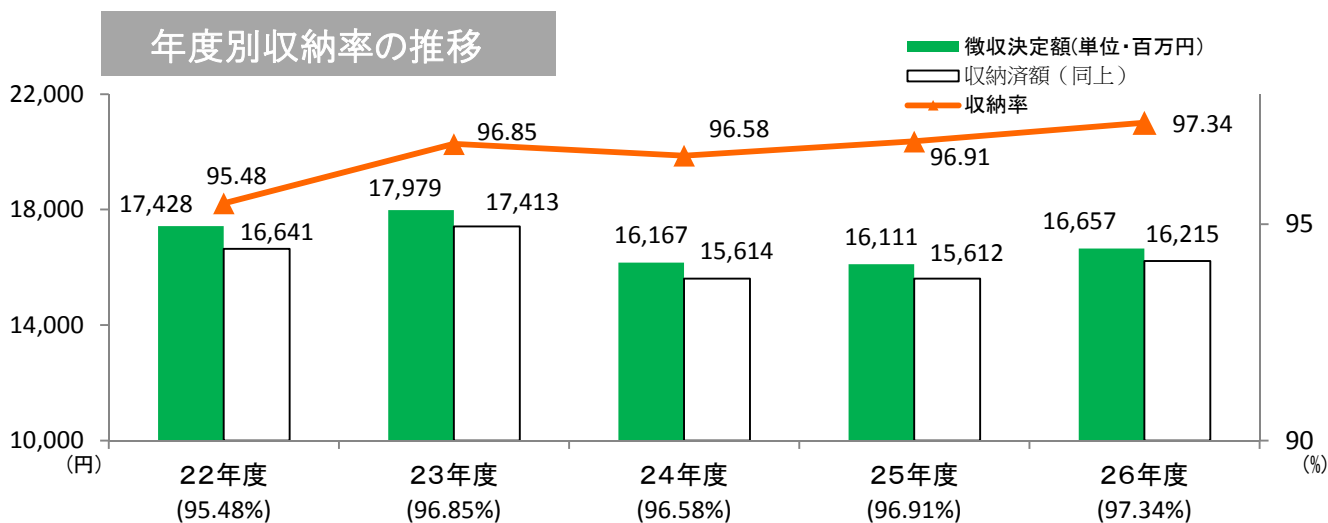
その他

- ・ 労働局、ハローワークが有する雇用に関する各種データを整理・分析し地方自治体に対して積極的に提供する。
- ・ 実践型地域雇用創造事業やハローワークの求人情報オンライン提供サービス等、自治体の雇用施策の充実に寄与するメニューを積極的に周知していく。

Ⅲ 労働保険制度の適切な運営・個別労働関係紛争の解決へ

1 労働保険制度の適切な運営

- > 滞納整理、納付督促等の積極的な取り組みと労働保険料の口座振替制度についての周知。
- > 労働保険の未手続事業の一掃。
- > 労働保険事務組合制度の効率的な運用。
- > 電子申請の利用促進。



* 平成24年度の徴収決定額等の減少は、平成24年度から労災保険料率が平均5.4/1000から4.8/1000に、雇用保険料率が15.5/1000(一般)、17.5/1000(農林水産)、18.5/1000(建設)から、それぞれ2/1000引き下げられたことによります。
 * 平成26年度の収納済額のうち、労働保険事務組合委託分は20%です。



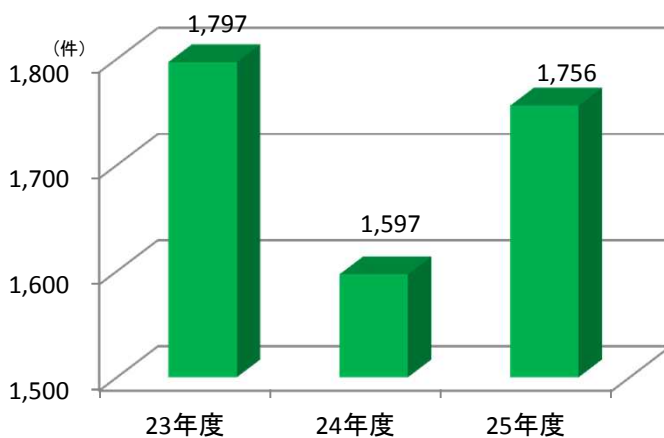


2 個別労働関係紛争解決制度の推進

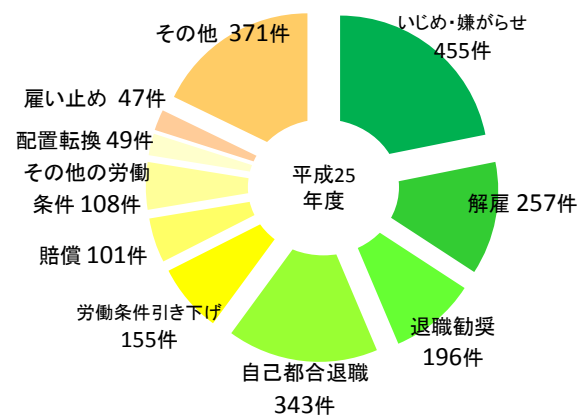
労働局企画室及び各労働基準監督署に設置している総合労働相談コーナーでは、相談内容に応じて、関係法令・裁判例等の情報提供、適切なアドバイスによる当事者間の自主的な解決の促進、他機関の情報提供等、ワンストップ・サービスを提供します。

助言・指導及びあっせんについては、紛争の実情に即した迅速・適正な解決に向けて積極的に対応を行います。

個別労働関係紛争件数



個別労働紛争の相談内訳



* 相談内容が複数にまたがる場合があるため合計と一致しません。

* 労働局雇用均等室では、マタハラ・セクハラなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関する個別労働関係紛争解決を実施しており、紛争の実情に即した迅速・適正な解決に向けて積極的に対応を行います。

IV 宮崎労働局の組織図

宮崎労働局

《市外局番》0985

主な業務内容

総務部

総務課

TEL 38-8820
FAX 38-8828

総務・会計など

企画室

TEL 38-8821
FAX 38-5028

企画、広報総合労働相談、情報公開など

労働保険徴収室

TEL 38-8822
FAX 27-1830

労働保険の成立、保険料などの決定、
労働保険料の徴収など

労働基準部

監督課

TEL 38-8834
FAX 38-8830

事業場の監督指導、労働時間短縮など

健康安全課

TEL 38-8835
FAX 38-8830

労働災害の防止、特定機械の検査、
免許証交付など

賃金室

TEL 38-8836
FAX 38-8830

最低賃金、家内労働など

労災補償課

TEL 38-8837
FAX 38-8830

労災保険給付、社会復帰援護事業など

分室

TEL 29-5577
FAX 20-1335

労災診療費の審査業務など

職業安定部

職業安定課

TEL 38-8823
FAX 38-8829

一般・学卒者の雇用対策、雇用保険事業など

需給調整事業室

TEL 38-8823
FAX 38-8829

労働者派遣・民営職業紹介事業など

職業対策課

TEL 38-8824
FAX 38-8829

高齢者・障害者の雇用対策、各種助成金・
奨励金制度など

地方訓練受講者支援室

TEL 38-8838
FAX 38-8829

職業訓練(求職者支援訓練等)制度など

雇用均等室

TEL 38-8827
FAX 38-8831

男女雇用機会均等、パートタイム労働、
仕事と家庭の両立支援対策など

労働基準監督署

(県下4署)

事業場への監督・安全衛生関係指導、
労災保険給付など

ハローワーク (公共職業安定所)

(県下7所)

求人(募集)の申し込み、事業所への職業紹介、
各種雇用保険(失業給付等)の手続きなど

▽詳細は次ページ

労働基準監督署一覧

監督署名	所在地	電話番号	管轄区域
宮 崎	〒880-0813 宮崎市丸島町1-15	TEL:0985-29-6000 FAX:0985-29-8761	宮崎市、西都市、 東諸県郡、児湯郡
延 岡	〒882-0803 延岡市大貫町1-2885-1	TEL:0982-34-3331 FAX:0982-34-0692	延岡市、日向市、 東臼杵郡、西臼杵郡
都 城	〒885-0072 都城市上町2街区11号 都城合同庁舎6階	TEL:0986-23-0192 FAX:0986-23-0434	都城市、小林市、 えびの市、北諸県郡、 西諸県郡
日 南	〒887-0031 日南市戸高1-3-17	TEL:0987-23-5277 FAX:0987-23-4819	日南市、串間市

ハローワーク一覧 (公共職業安定所)

安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
宮 崎	〒880-8533 宮崎市柳丸町131	TEL:0985-23-2245 FAX:0985-24-0521	宮崎市、東諸県郡
ハローワークプラザ宮崎 (宮崎新卒応援ハローワーク) (宮崎わかもの支援コーナー) (マザーズコーナー)	〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39	TEL:0985-62-4141 FAX:0985-62-3663	
みやざきJOBパーク+ (宮崎わかもの応援ハローワーク 宮崎駅前コーナー)	〒880-0811 宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンスタジアム3階	TEL:0985-61-6201 FAX:0985-61-6202	
延 岡	〒882-0872 延岡市愛宕町2-2300	TEL:0982-32-5435 FAX:0982-35-8202	延岡市、西臼杵郡
ハローワークプラザ延岡 (マザーズコーナー)	〒882-0053 延岡市幸町2-130 幸町開発事業協同組合1階	TEL:0982-33-8010 FAX:0982-33-8011	
高千穂町地域職業相談室	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井13 高千穂町庁舎別館2階	TEL:0982-73-1257 FAX:0982-73-1258	
日 向	〒883-0041 日向市北町2-11	TEL:0982-52-4131 FAX:0982-52-4133	日向市、東臼杵郡
都 城 (マザーズコーナー)	〒885-0072 都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階	TEL:0986-22-1745 FAX:0986-25-0989	都城市、北諸県郡
日 南	〒889-2536 日南市吾田西1-7-23	TEL:0987-23-8609 FAX:0987-23-1292	日南市、串間市
高 鍋	〒884-0006 児湯郡高鍋町大字上江高月8340	TEL:0983-23-0848 FAX:0983-23-0849	西都市、児湯郡
西都市地域職業相談室 (西都市雇用情報センター)	〒881-0015 西都市聖陵町1丁目88 西都市役所北別館	TEL:0983-43-1432 FAX:0983-43-1434	
小 林	〒886-0004 小林市細野367-5	TEL:0984-23-2171 FAX:0984-22-2637	小林市、えびの市、 西諸県郡



宮崎労働局



宮崎労働局 〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号
宮崎合同庁舎

宮崎労働局ホームページ
<http://miyazaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

